

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上的一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

223 アルプロスタジル①（耳鼻咽喉科2）

<平成23年9月26日>

○ 標榜薬効（薬効コード）

その他の循環器官用薬（219）

○ 成分名

アルプロスタジル【注射薬】

○ 主な製品名

リブル注、他後発品あり

○ 承認されている効能・効果

- ① 慢性動脈閉塞症（バージャー病、閉塞性動脈硬化症）における四肢潰瘍ならびに安静時疼痛の改善
- ② 下記疾患における皮膚潰瘍の改善
進行性全身性硬化症、全身性エリテマトーデス
- ③ 糖尿病における皮膚潰瘍の改善
- ④ 振動病における末梢血行障害に伴う自覚症状の改善ならびに末梢循環・神経・運動機能障害の回復
- ⑤ 動脈管依存性先天性心疾患における動脈管の開存
- ⑥ 経上腸間膜動脈性門脈造影における造影能の改善

○ 薬理作用

- ① 血管拡張作用
- ② 血小板凝集抑制作用

○ 使用例

原則として、「アルプロスタジル【注射薬】」を「突発性難聴」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様と推定される。